

# 学校いじめ防止基本方針



令和8年4月  
四日市市立保々小学校

## はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていきたい取組についてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

併せて、「いじめ発生時の基本的な対応図」や「保々小学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、学校はいじめという言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応も可能であるが、法が定義するいじめには該当する。

## 第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

### 1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。

(1) 「授業づくり」においては、

① 学ぶたのしさや充実感を味わえる「授業づくり」

「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。

(2) 「集団づくり」においては、

① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

保々中学校区学びの一体化の取組の一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習習慣を身につけることのできる規範意識の共通認識を図っています。

② 良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異年齢交流を行うとともに、児童の主体的な活動を重要な取組として位置づけ、児童会が中心となって、いじめのない学校づくりを推進します。

## 2 いじめ防止啓発

- (1) 「『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用しています。
  - ① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。
  - ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。
- (2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権感覚を見直すための研修会を実施しています。
- (3) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよう～いじめ問題～かけがえのない子どもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 4月、11月を「いじめ防止啓発月間」と位置づけ、児童会の啓発活動の一環として、「いじめ防止啓発のぼり旗」等を活用するなど、全校で意識の高揚を図ります。
- (5) 各種相談機関を周知します。
  - ① いじめ相談室
    - ・いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）（教育委員会）
    - ・いじめ相談メール
    - ・発達障害、不登校等に関する相談電話（059-354-8285）（教育委員会）
  - ② 青少年とその家庭の悩み相談電話（059-352-4188）（子ども未来部）
  - ③ 人権に関する相談電話（059-354-8610）（人権センター）
  - ④ 文部科学省24時間子どもSOSダイヤル（0570-0-78310）（全国共通）
  - ⑤ SNS相談アプリ「STANDBY」

## 3 いじめの早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの認識を持って、早い段階から当該児童や保護者との確かな関わりを持ち、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

- (1) 日常的な取組
  - ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、日記、作文、生活記録ノート、心の天気なども活用しています。
  - ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
  - ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- (2) 毎学期に1回以上の「いじめ調査」と面談等を実施し、いじめの状況を把握しています。

※いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童や保護者に向けて公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか、確認します。
- (3) 3年生以上の児童に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。

- (4) 教育相談を実施しています。
- ① 「いじめ調査」「学級満足度調査(Q-U調査)」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
  - ② 「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- (5) スクールカウンセラーとともに、いじめを受けた児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、いじめを行った児童のケアも行います。
- (6) 緊急ないじめを受けた児童の心のケアに対しては、心理士の資格を有する専門家の派遣を教育委員会に依頼します。
- (7) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
- ① こども未来部、携帯電話会社と連携し、SNSの正しい使い方の啓発を行います。
  - ② 教職員が、インターネットを通じて行われるいじめ対策として、メディアリテラシーに関する研修会に積極的に参加します。
  - ③ メディアリテラシーに関わるリーフレットを活用します。
- (8) 学校だけで解決が難しい対応に関しては、スクールソーシャルワーカー等を活用し、多方面からの解決を行います。
- (9) スクールロイヤーの派遣と活用を行います。

#### 4 いじめに対する方策

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、原則としてその日のうちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) いじめを受けた児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) いじめを受けた児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) いじめを行った児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (8) いじめの解消要件は、いじめに係る行為が止んで、相当期間継続している(少なくとも3か月)とします。また、いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないことを、本人及びその保護者に対し、面談等で確認します。

### 第3章 いじめ防止のための校内組織

#### 1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
  - ① 構成員は、管理職、児童支援、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、養護

教諭、スクールカウンセラー等です。なお、必要に応じて、学校運営協議会代表や人権プラザ指導主事に委員会への参加を依頼します。

- ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組」により、早期に解決を図ります。
- ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
- ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。

(2) 「生徒指導委員会」(生活安全部会)を行っています。

- ① 構成員は、管理職、児童支援、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等です。
- ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について毎週協議しています。

## 2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) PTA及び学校運営協議会と協働しています。
- (2) 事案により、こども園、中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター、人権プラザ指導主事等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

## 第4章 保護者と児童の役割

### 1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させない取り組みをお願いします。

教育基本法(第10条)にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自律心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どのこどもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、また、日頃からいじめについての悩みがあったり、周りでいじめを発見したりする場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) こどものいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との連携に努めるとともに、協働していじめを許さない環境づくりに取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。
- (4) こどもがスマートフォン等デジタル端末を使用する際は、保護者が責任をもってその使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行ってください。

## 2 児童として

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも一生懸命取り組むとともに、思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめを許さない学校づくりに努めてください。
- (2) 自分だけでなく、周囲の人を尊重し、様々な場面で、具体的な態度や行動に現すことに努めてください。
- (3) 周囲にいじめの可能性があると認識したときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなど、いじめを許さない立場に立ち、行動してください。

## 第5章 関係機関との連携

### 1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市西警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 保々駐在所

### 2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 人権センター
- (3) こども未来課青少年育成室
- (4) 男女共同参画課
- (5) 市民生活課多文化共生推進室
- (6) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
- (7) 四日市市PTA連絡協議会
- (8) こども家庭センター

## 第6章 重大事態発生時の対応

### 1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、保護者と連携を図りながら、適切な調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ① 児童が自殺を企図した場合
  - ② 身体に重大な傷害を負った場合
  - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ④ 精神性の疾患を発症した場合などのケースを想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

# いじめ発生時の基本的な対応図

